

指定管理者候補者の決定について

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで長崎市西北・岩屋ふれあいセンターの管理運営を行う指定管理者の候補者として次のとおり決定しました。

- 1 施設の名称 長崎市西北・岩屋ふれあいセンター
- 2 指定管理者候補者の名称 西北・岩屋ふれあいセンター運営委員会
- 3 指定管理者の候補者として決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

長崎市西北・岩屋ふれあいセンターは、地域コミュニティの拠点施設であり、当該地域の住民若しくは住民の代表で構成される団体に管理させるため、これまでも円滑に管理・運営を行ってきた実績のある西北・岩屋ふれあいセンター運営委員会を引き続き指定管理者候補者として非公募により選定したものの。